

令和4年度狩猟免許更新適性検査及び講習実施要領

山形県置賜総合支庁 保健福祉環境部 環境課

1 対象となる方

山形県内に住所を有し、狩猟免許の有効期間が令和4年9月14日で満了する方

2 期日及び場所

期 日	時 間	場 所	対 象 者
令和4年7月27日(水)	11:00~11:30	置賜総合支庁本庁舎 2階講堂	主に米沢猟友会会員
	11:30~12:00	米沢市金池7-1-50	主に赤湯猟友会会員 東南置賜在住一般狩猟者
令和4年7月28日(木)	11:00~11:30	置賜総合支庁西置賜地 域振興局 5階講堂	西おきたま猟友会会員
	11:30~12:00	長井市高野町2-3-1	主に小国町猟友会会員 西置賜在住一般狩猟者

3 当日の日程

受付後、適性検査（視力検査、聴力検査、運動能力検査）を行います。

4 講習内容

今年度の免許更新に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の観点から、例年免許更新時に行っていた集合講習は行わないこととします。

なお、免許更新者が、講習内容部分を各自事前学習していただくことで、特例的に講習の代替とすることとします。事前学習の実施内容を確認しますので、免許更新手続き書類受理後に配布する「令和4年度山形県狩猟免許更新講習履修状況チェックシート」を記入の上、更新講習当日にご提出ください。

5 申し込み

(1) 必要書類等

① 狩猟免許更新申請書（今年度分から押印は不要です。）

網猟免許、わな猟免許、第1種銃猟免許、第2種銃猟免許のうち、2種類以上更新する方は、それぞれの免許に申請書が必要です。

ただし、装薬銃とあわせて空気銃も使用する方は第1種銃猟免許のみの更新で第2種銃猟登録を行うことができますので、その場合は更新申請書の第1種銃猟免許「5. 空気銃」に○印をつけてください。（空気銃のみの免許が必要な方は、第2種銃猟免許「6. 空気銃」に○印をつけてください。）

なお、更新期日が異なる複数の免許を所持しており、それぞれの更新期日をそろえたい場合は、更新期日前でも更新受講が可能ですので、その場合はご連絡ください。

② 写真（3.0cm×2.4cm）1枚

申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の写真で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したものを申請書の所定の位置に貼付してください。

③ 手数料（県証紙）

2,900円分の県証紙を申請書の所定の欄に過不足なく貼付してください。（割り印はしないこと。）

④ 次のいずれにも該当しない旨の診断書又は銃砲所持許可証の写し

イ 統合失調症、そううつ病（そう病及びうつ病を含む。）、てんかん（発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害をもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。）その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者

ロ 麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者

ハ 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者（イ及びロに該当する者を除く。）

ただし、現に銃の所持許可を受けている方は、その許可証の写しの添付（顔写真該当部分）をもって代えることができます。

⑤ 更新を受けようとする狩猟免許

狩猟免許を紛失した場合、転居、改姓等の場合は届出が必要です。事前にご相談ください。

⑥ 希望する受検日を申請書上部（枠外）に記入してください。

(2) 提出先 山形県置賜総合支庁 保健福祉環境部 環境課 〒992-0012 米沢市金池 7-1-50

(3) 提出期限 受検日の10日前必着（期限厳守のこと）

6 その他

- ・「令和4年度山形県狩猟免許更新講習履修状況チェックシート」の提出にて事前学習の実施が確認でき、適性検査に合格した方には、原則として検査終了後に免許を交付します。
- ・ 狩猟免許更新申請書は、山形県置賜総合支庁 保健福祉環境部 環境課及び山形県置賜総合支庁 西置賜地域振興局 総合案内窓口にて備え置きます。
また、山形県ホームページ（環境エネルギー部みどり自然課）にも掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

7 問合せ先

山形県置賜総合支庁 保健福祉環境部 環境課

自然環境担当 笹原、桑原 電話：0238-26-6035 FAX:0238-26-6037